

鹿屋市損害賠償等の処理に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市損害賠償等の処理に関する規則（平成18年鹿屋市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2」を「第243条の2の8」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。